

# 外国人出入国記録マスタファイルの写し等

## を提出する皆さんへ

- 「外国人出入国記録マスタファイルの写し」又は「日本人出帰国記録マスタファイルの写し」は、出入国在留管理庁に開示請求を行ってください。

- 「保有個人情報開示請求書」の「開示を請求する保有個人情報」を記入する際は、以下のよう

### ①外国人出入国記録マスタファイルの開示を請求する場合

1 開示を請求する保有個人情報（□欄にチェックを入れてください。）

- ▶ 日本人出帰国記録マスタファイル（詳細を別紙に記載してください。）  
 2002年1月1日から請求日現在まで  
 年 月 日から 年 月 日まで
- ▶ 外国人出入国記録マスタファイル（詳細を別紙に記載してください。）  
 2000年1月1日から請求日現在まで  
 年 月 日から 年 月 日まで

※ 日本人出帰国記録については1973年4月1日以降、外国人出入国記録については1970年11月1日以降のみを保有しており、開示ができるのは、これらの日以降、請求日現在までの記録になります。また、1990年以前の日本人出帰国記録及び1992年以前の外国人出入国記録については、調査に相当の日数がかかることを御承知おください。

外国人出入国記録マスタファイル  
を請求する場合、こちらに✓を記入

### ②日本人出帰国記録マスタファイルの開示を請求する場合

1 開示を請求する保有個人情報（□欄にチェックを入れてください。）

- ▶ 日本人出帰国記録マスタファイル（詳細を別紙に記載してください。）  
 2002年1月1日から請求日現在まで  
 年 月 日から 年 月 日まで
- ▶ 外国人出入国記録マスタファイル（詳細を別紙に記載してください。）  
 2000年1月1日から請求日現在まで  
 年 月 日から 年 月 日まで

※ 日本人出帰国記録については1973年4月1日以降、外国人出入国記録については1970年11月1日以降のみを保有しており、開示ができるのは、これらの日以降、請求日現在までの記録になります。また、1990年以前の日本人出帰国記録及び1992年以前の外国人出入国記録については、調査に相当の日数がかかることを御承知おください。

日本人出帰国記録マスタファイル  
を請求する場合、こちらに✓を記入

- 開示には、約1カ月から2カ月の時間がかかることが想定されます。出願に必要な書類は、提出期間に間に合うように、できるだけ早めに申請してください。

※参考：出入国在留管理庁 <https://www.moj.go.jp/isa/>